

kaco-LAB.会員登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立東播磨生活創造センター「かこむ」(以下「かこむ」という) が提供する「kaco-LAB.」という登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

2 kaco-LAB.とは、東播磨地域で活動する個人・団体、企業が集い、イベントや交流会を実施するコミュニティの総称であり、会員間の交流機会および活動支援サービスを提供する。

(会員区分・種別)

第2条 本制度には、次に記す会員区分を置く。

(1) 個人・団体 (2) 企業

2 前項の各会員区分において、次に記す会員種別を置く。

(1) 個人・団体 ア kaco-LAB. 年会費 0円

(2) 企業 ア 地域応援 年会費 10,000円

(新規登録申請)

第3条 登録を希望する個人・団体、企業は、次に記す書類を「かこむ」に持参提出し、記載内容についてヒアリングを受けること。

(1) kaco-LAB.新規登録申請用紙

(2) リーフレットやSNSアカウント、会報等活動実態がわかる資料

(登録要件)

第4条 会員は次に記す要件をすべて満たすものとする。

(1) 個人・団体においては東播磨地域での活動実態または活動予定があること
企業においては東播磨地域に所在地を置くこと

(2) 芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、
地域づくり活動（生活創造活動）に取り組んでいること

(3) 活動を通じた社会貢献を行っているなど、活動で得た成果を広く県民に還元している、または将来的に還元する予定があること

(4) 企業会員は当該年度の会費を納入していること

(5) 18歳未満のメンバーのみで構成される団体あるいは18歳未満の個人は、
kaco-LAB.登録について保護者の同意があること

(6) 「かこむ」利用規約に準ずる「かこむ」がふさわしくないと判断する活動をしていないこと

(登録審査)

第5条 「かこむ」は、個人・団体、企業から登録の申込を受けた場合、その内容が第4条に記す登録要件を満たすかどうかを審査し、登録の可否について決定する。

(利用可能施設)

第6条 各会員区分において、登録後、下記の施設を利用することができます。

(1) 個人・団体 1階 活動ブース、グループロッカー、ぼっくすぎやらり～2階 印刷製本室、保育ルーム、和室

(2) 企業 1階 多目的パフォーマンススペース「たばす」

(3) 利用にあたって

ア 活動ブースは同時に1ブースのみ利用を許可する。

イ 金銭の発生する利用は一切不可とする。

(登録期限及び更新手続き)

第7条 登録期限は、当該年度3月末日までとする。継続して登録を希望する場合は、毎年更新手続きをすること。

(登録の退会)

第8条 個人・団体、企業は解散・活動の長期的な休止等登録を取り消したい事由が発生した場合は、速やかに「かこむ」に退会を申し出ること。また、1年更新手続きがない場合、退会となる。

(登録の取り消し)

第9条 会員の行う活動内容が、第4条に記す登録要件を満たしていないと判断した場合、「かこむ」は会員登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第10条 新規登録及び更新手続き時に登録した kaco-LAB.会員の代表者、連絡

kaco-LAB.会員登録規程

先等の内容に誤りまたは変更が生じた場合は速やかに「かこむ」に申し出ること。

(個人情報の取り扱い)

第11条 登録者から取得した個人情報は、kaco-LAB.サービスの提供および「かこむ」の実施するコーディネート事業を目的として使用する。それ以外の目的のために使用する場合は、事前に確認または同意を求める。また、退会及び登録が取り消されてから1年度が経過した個人情報は、速やかに廃棄する。

(写真・動画の撮影及び使用)

第12条 kaco-LAB.に関する事業を実施する際は、写真、動画撮影を行い、記録及び広報に使用する。

(その他)

第13条 本規程に定めていない事項及び必要な事項は、「かこむ」において別途協議する。

2 提供したサービスや事業によって生じたトラブル、損害について「かこむ」は一切の責任を負わない。

附則

1. 平成30年4月1日 施行
2. 令和5年4月1日 改訂
3. 令和6年4月1日 改訂
4. 令和7年4月1日 改訂
5. 令和8年4月1日 改訂